

航空局航空ネットワーク企画課 久保田課長講演要旨

皆様こんにちは。

ただいま御紹介いただきました国土交通省航空局航空ネットワーク企画課の久保田でございます。皆様には常日頃から航空そして空港行政に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

それから本日は我が国の空港民営化の最新動向ということで皆様にお話するような機会をいただきました事務局の皆様方に心から感謝申し上げます。

知事のご挨拶の中にもありましたが、私ども、「民活空港運営法」に基づく基本方針というものを策定、公表いたしました。これを中心とした最新の動向ということで、短い時間ではございますけれども御紹介を申し上げたいと思います。

お手元の資料の4というものが、基本方針全文でございます。

本日はその概要版であります資料3に基づきましてお話させていただきます。

(1ページ)

空港経営改革の概要につきましては、第1回のサポーター会議におきまして、航空局長の田村の方から御説明申し上げたところでございます。

簡単に申し上げますと、資料右上の枠組みのところでございますが、国管理空港につきましては、国が管制と滑走路を所有して運営している、一方、空港ターミナルビル等につきましては、民間等が所有し運営しているという形態になっております。

この中で管制につきましては、全国的・国際的な問題もありますので、引き続き国が行うこととなりますが、滑走路等については運営権を設定し、空港ビル等の運営については譲渡するということが民間による一体運営を図るとというのが空港の経営改革ということであります。

(2ページ)

では今どんな状況にあるかと申しますと、これも知事のご挨拶の中にございました。

民活空港運営法、これは公布が今年の6月26日でございます、その一ヶ月後7月25日に施行されております。

このサポーター会議の第1回は7月16日に開催されたわけですが、そういった盛り上がり配慮した開催としていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。

法律におきまして、施行されてから極力時間を置かず国は基本方針を決めましょうということで、地元の皆様方とも深く協議をさせていただきながら、作りあげたものでございます。そのものを10月1日に公表いたしました。具体的には11月1日に官報におきまして公表したというものでございます。

その内容が3ページでございます。

(3ページ)

この基本方針に何を書くかについては、法律上決まっております、空港運営等の意義、目標に関する事項、運営に関する基本的な事項、そして連携に関する基本的な事項でございます。

資料の上部をご覧くださいますと目標というものがございまして、第一に掲げるのが地域の活性化であります。

空港はその地における交流拠点であります。この機能を活用し、交流人口の拡大を通じて地域の

活性化を図っていくということであります。

そして空港経営自体を徹底的に効率化し、こうした事を通じて空港全体の価値向上を図る、これが目標であります。繰り返しますが、最大の目的は地域の活性化ということであります。

それから運営に関する基本的事項であります。いくつかカテゴリーがございますが、国の管理する空港、全部で28ございます。自衛隊が行っているものが8ございまして、20の空港はそれぞれに事情がございます。

ただ基本方針は我々が管理する全ての空港に適用するものでございまして、若干抽象的になるところは否めないわけでございます。

個々の空港につきましては、この基本方針は基本的な考え方ということで、これをベースに個々の空港のおかれている事情を勘案しつつ、個々の空港を取り巻く関係者の皆様方と協議をして、具体的には実施方針というところで詰めていく、という流れであります。

本日は基本方針でございますので、基本的な考え方についてお話をしていきたいと思っております。

まず運営権の存続期間をどうするか、ということです。

私も空港運営というものは未来永劫続いていただく必要があると考えております。

ある程度、長期的・安定的に運営していただくことが必要となってきますから、30年から50年を目安として設定していきましょう、ということの基本方針の中で規定いたしました。

次に、適正な空港運営の確保ということで、コンプライアンスをしっかりとやっていただく、また空港はいろいろな意味で安全である必要がありますから、安全に最優先で取り組んでいただく、そして国はそうしたことが遵守されているかをモニタリングという形で確認していくということを考えております。

3点目、施設整備に関する国と運営権者の役割分担であります。

運営権者との契約、これは選定プロセスの中で要求水準等を求めていくわけですが、これを契約という形に基づいて実施していただく、もちろん運営権者自身が経営判断に基づいて整備していただいても構いません。

国としましても公益上の理由等を踏まえまして、我々が例えば災害対応等々について行うようなケースも考えているということ役割分担ということで書かせていただいております。

4点目、大規模災害発生時の役割分担であります。

これにつきましては通常想定される範囲内の災害の損害に対しては運営権者に負担していただくこととし、保険を課すことによって、それを担保していただくこととしております。

そして通常想定される範囲を超える災害の場合は国が行います。

5点目でございますが、サービス水準でございます。

着陸料等につきましては、原則として運営権者が自由に設定していただくということを基本にしておりますが、ただ地域独占的なものでもありますので、利用者の方、航空会社の方の負担が大幅に増大しないように留意してください、ということの基本方針の中で規定していますとともに、運営権者の選定に当たっては、料金等の積極的な提案を評価します、ということも謳わせていただいております。

ですからできるだけ魅力的な提案がなされるということを我々は期待しているわけであります。

また選定の中におきましては、地域活性化、利用者利便の向上といったことに資する運営権者を選定したいということ、それから運営権者からは適正な対価を収受するということも規定してお

ります。

7点目は、円滑な事業開始についてであります。

滑走路等の基本施設は引き続き国が所有し、運営権を設定することで運営権者になっていただくわけですが、これが円滑に承継されるように、国が人的・技術的な支援を行うという我々のスタンスを明確にするという次第であります。

最後8点目、事業継続が困難となった場合の措置ですが、これは空港運営が中断することのないようにします、ということを確認にした次第であります。

資料の一番下、連携に関する基本的な事項を考えると、航空系と非航空系の事業との一体的実施を基本として、SPCがその事業を実施するという基本方針の中で確認にしたわけでありませ

す。また私ども空港内において事業を行う場合、空港利用事業者を指定いたしますが、指定の際には空港経営改革への協力を条件とするということでもあります。

加えて資料3には書いておりませんが、資料4の中で、募集に関する基本的な事項につきましては必要に応じてマーケットサウンディングを実施すると書いております。

このような形で空港運営委託の基本的な考え方をお示しさせていただきましたが、個々の空港につきましては、冒頭申しましたとおり、地元の皆様方との協議を通じて、実施方針の中で具体化していきたいと思っております。

仙台空港についてはどうかと申しますと、2ページをご覧くださいと思いますが、左から二つ目、基本方針の策定・公表が今済んだところでございます。

来年度早々にPFI法に基づく実施方針の策定・公表ができるよう、現在、地元関係者の皆様方と協議を進めております。その実施方針公表後に運営権者の選定プロセスに入りたいと思っております。おそらくこの選定は非常に慎重にやる必要があると考えておりますので、来年度いっぱいには少なくともかけていくと思っております。

その後、引き続き2015年度のいずれかの時点から運営開始ということになっていくのではないかと、それに向けて地元の皆様方と議論を進めていきたいと思っております。

なお、先ほど基本方針のところマーケットサウンディングについて申し上げましたが、仙台空港につきましても、マーケットサウンディングを実施いたします。

本日午後、国土交通省のホームページにおいて公表いたします。

スケジュール的なことを申しますと、年内いっばいに運営方法や事業に関する具体的な提案を出していただければ大変ありがたいと思っております。

そういった提案を踏まえて実施方針の精度を高めていく、そういった作業を行いたいと考えておりますので、本日お集まりの皆様方には空港運営に関心を持たれている方々と思っております。是非ホームページをご覧くださいいただければありがたいと思っております。

本日、私からのお話は以上とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。